

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年10月20日(月)

今週のこトバ

新基準原付

排ガス規制により今月末で排気量50cc以下の原付バイクは生産終了となり、原付免許で運転可能な新基準原付(125cc以下で最高出力4.0kW以下に制御)が登場。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/20(月) 赤口 上皇后さま91歳の誕生日

21(火) 先負 旧暦9月1日、臨時国会召集・新首相を選出

22(水) 仏滅

23(木) 大安 霜降、電信電話記念日、プロ野球ドラフト会議

24(金) 赤口 国連の日

25(土) 先勝 プロ野球・日本シリーズ開幕

26(日) 友引

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

10/13(月) スポーツの日

14(火) 46,847 ▼1242 151.96 △0.88

15(水) 47,673 △826 151.24 △0.72

16(木) 48,278 △605 151.23 △0.01

17(金) 47,582 ▼696 149.69 △1.54

税制改正に伴う年末調整の留意点等

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設などは令和7年分以後の所得税に適用されますが、これらの改正は原則として令和7年12月1日に施行されますので、12月に行う年末調整の際に改正後の基礎控除等に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の源泉徴収税額との精算を行います。

◆ 年末調整関係書類に関する留意点

各人から提出される申告書等に基づいて年末調整を行いますので、次のような点にご留意ください。

◎扶養控除等(異動)申告書……扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が合計所得金額58万円以下(給与のみの場合は年収123万円)となるため、新たに扶養控除等の対象となる親族等がいる場合はその旨を記載した扶養控除等(異動)申告書の提出が必要となります。

◎基礎控除申告書……合計所得金額2350万円以下の方を対象に基礎控除額が上げられましたので、合計所得金額に応じた正しい控除額を記載します。

◎特定親族特別控除申告書……19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下(給与のみの場合は年収123万円超188万円以下)の親族を有する場合は「特定親族特別控除」を受けることができますので、年末調整において適用を受ける方は特定親族特別控除申告書を提出します。

◎配偶者控除等申告書……給与所得控除の最低保障額が65万円に上げられましたので、配偶者に給与所得がある場合は改正後の給与所得控除額を適用して算出した合計所得金額に応じた配偶者(特別)控除額を記載します。

■この記事の詳細は、情報BOX201540

事業主証明による被扶養者認定措置を恒久化

社会保険(厚生年金・健康保険)の被扶養者に係る年収の壁(106万円・130万円)については、当面の対応策として令和5年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が実施されています。

「130万円の壁」に対しては、被扶養者の収入が人手不足による労働時間延長等で一時的に増加し年収130万円以上となる場合でも、健保組合等が実施する収入確認の際に一時的な収入変動である旨の事業主の証明(被扶養者を雇用する事業主が作成)を提出することで円滑な被扶養者認定が可能となる措置が設けられていますが、厚労省はこの取り扱いを当面の対応ではなく、恒久的な取り扱いとする通知を発出しました。

年調や確定申告で必要となる控除証明書

本年中に生命保険料などを支払った方に対して、年末調整や確定申告で所得控除を受ける際に必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った場合は保険会社から「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った場合は日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、iDeCoの掛金を支払った場合(個人払込の加入者)は国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が書面又は電子データで届きます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

所得税の基礎控除の見直し等の概要と年末調整における留意事項

◆令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、次のとおり所得税の基礎控除に関する見直し等が行われました。これらの改正は原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されるため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

◎所得税の基礎控除の引上げ

合計所得金額（2,350万円以下）に応じて、基礎控除額が次のように改正されました。

合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	基礎控除額	
	改正後	改正前
132万円以下（200万3,999円以下）	95万円	48万円
132万円超336万円以下（200万3,999円超475万1,999円以下）	88万円※	
336万円超489万円以下（475万1,999円超665万5,556円以下）	68万円※	
489万円超655万円以下（665万円5,556円超850万円以下）	63万円※	
655万円超2,350万円以下（850万円超2,545万円以下）	58万円	

※合計所得金額132万円超655万円以下の基礎控除額は令和7・8年分の限定措置であり、令和9年以後は58万円となります。

◎給与所得控除の最低保障額引上げ

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に上げられました。給与の収入金額190万円以下の場合が対象となり、190万円超の給与所得控除額に改正はありません。

◎特定親族特別控除の創設

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与だけの場合は年収123万円超188万円以下）である特定親族を有する場合は、居住者の総所得金額等から特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の合計所得金額が58万円超85万円以下（給与収入123万円超150万円以下）の場合は特定扶養控除と同額の63万円、合計所得金額85万円超123万円以下（給与収入150万円超188万円以下）は段階的に逡減された控除額（61万円～3万円）となります。

◎扶養親族等の所得要件の引上げ

扶養親族や同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子の所得要件が合計所得金額48万円から58万円に上げられました。また、勤労学生の所得要件が合計所得金額75万円から85万円へ上げられました。

◆年末調整における留意事項

年末調整は、各人から提出された扶養控除等（異動）申告書などに基づいて行われますが、税制改正に伴う各種申告書の主な留意事項は次のとおりです。

◎扶養控除等（異動）申告書

給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件の改正により、新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認します。新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなります。

この申告書は原則として令和7年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があればその申告に基づいて年末調整を行うことができます。

◎特定親族特別控除申告書

特定親族（19歳以上23歳未満で合計所得金額58万円超123万円以下）を有する人が年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

◎基礎控除申告書

合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額が正しく記載されていることを確認します。

◎配偶者控除等申告書

配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されていることを確認します。